

○愛西市生涯学習基本構想策定委員会設置要綱

平成17年4月1日
告示第28号

(目的)

第1条 この告示は、愛西市生涯学習基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し、生涯学習施策における基本的な構念及び方策について検討することを目的とする。

(設置)

第2条 基本構想を策定するに当たり、愛西市生涯学習基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 基本構想策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、生涯学習推進に関する必要な事項

(組織)

第4条 委員会の委員は、生涯学習に関し学識経験を有する者の中から、市長が依頼する。

(任期)

第5条 委員の任期は、基本構想の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長の指名とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員会は、必要に応じ関係者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、教育委員会生涯学習スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日告示第5号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第87号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日告示第23号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。